

令和7年 年末調整等研修会

1



[▶ 本文へ](#) [▶ English](#) [▶ 読み上げ・文字拡大](#) [▶ 使用方法](#) [▶ 利用者別に調べる](#) [▶ サイトマップ](#)
[▶ 音声読み上げツール起動](#)

[ホーム](#) [税の情報・手続・用紙](#) [刊行物等](#) [法令等](#) [お知らせ](#) [国税庁等について](#)

[ホーム](#) / [利用者別に調べる](#) / [源泉徴収義務者の方](#) / 年末調整がよくわかるページ（令和7年分）

年末調整がよくわかるページ（令和7年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています（[昨年と比べて変わった点（PDF/1,721KB）](#)）。

- 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- 「扶養親族等の所得要件」の改正
- 「特定親族特別控除」の創設

また、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります（[通勤手当の非課税限度額の改正について](#)）。

利用者別に調べる

- ▶ [個人の方](#)
- ▶ [法人の方](#)
- ▶ [源泉徴収義務者の方](#)
 - 新着情報
 - 税制改正等の情報
 - 年末調整に関する情報
 - 一般的な情報
 - 専門的な情報

2

ホーム / [利用者別に調べる](#) / [源泉徴収義務者の方](#) / 通勤手当の非課税限度額の改正について

通勤手当の非課税限度額の改正について

令和7年8月7日に令和7年人事院勧告が行われ、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが勧告されました（[人事院ホームページ（外部サイト）](#)）。

これを受け、今後、通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

年末調整を行う前には、本ページで最新情報を必ずご確認くださいませようお願いします。

区 分		課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1 か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000円）
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円

人事院勧告 7年4月～ 200円から7,100円の幅で引上げ

定期乗車券	の額（最高限度 150,000円）
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度 150,000円）

いいね!!e-年調

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。

国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。



～年末調整手続の電子化及び年調ソフトヘルプデスク～
 電話番号：0570-02-4563（ナビダイヤル）
 開設時期：9月1日～9月30日（月～金（祝日除く。））
 10月1日～12月28日（毎日）
 1月4日～1月30日（月～金（祝日除く。））
 受付時間：9時～17時

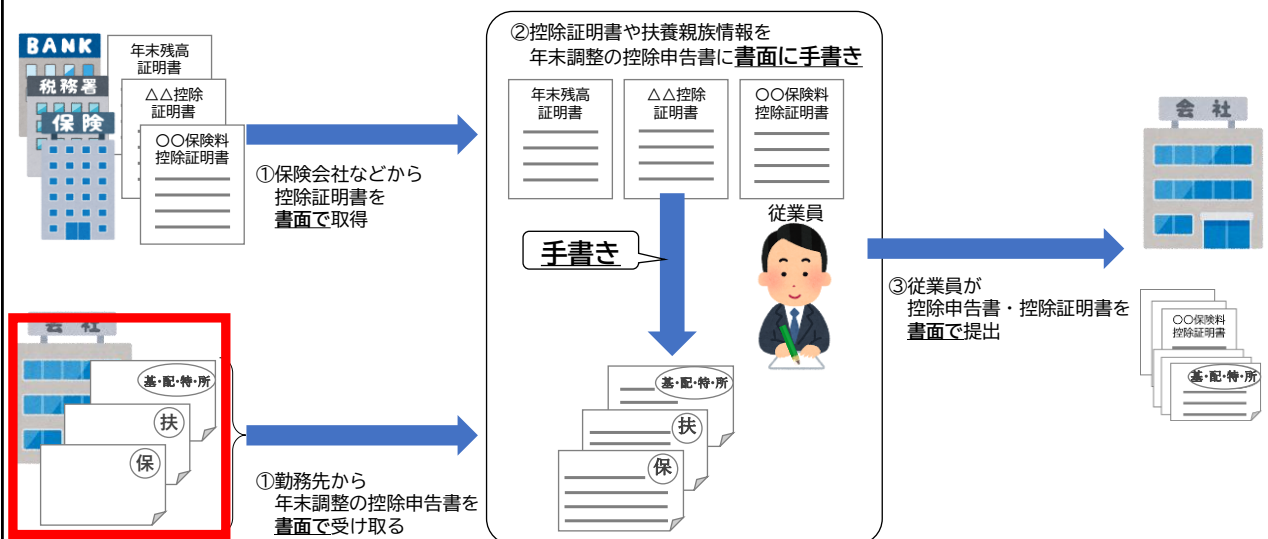
年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

5

1 これまでの年末調整：紙による作業

❖手書き必要！紙の提出必要！



6

昨年と比べて変わった点

- ① 給与所得控除の改正
- ② 基礎控除の改正
- ③ 大学生年代の子の親への特別控除「特定親族特別控除」の創設
- ④ 扶養親族等の所得要件の改正

9

【改正により税額が0となる給与収入の推移】

●当初（～令和7年11月末まで）

103万 給与所得控除55万 基礎控除48万 税額0 扶養⇒可

●給与所得控除・基礎控除の各10万円引上げ

123万 給与所得控除65万 基礎控除58万 税額0 扶養⇒可

●基礎控除の上乗せ特例

160万 給与所得控除65万 基礎控除58万 特例加算37万

税額0 扶養⇒不可

10

①給与所得控除の改正

【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額×30%＋8万円	

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

11

給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

(一)

(～2,459,999円)

給与等の金額				給与所得控除後の給与等の金額			
以	上	未	満	以	上	未	満
円		円未満	円	円		円未満	円
651,000				0			
				2,060,000	2,061,000	1,362,000	2,260,000
				2,064,000	2,065,000	1,364,800	2,264,000
				2,068,000	2,069,000	1,367,600	2,268,000
				2,072,000	2,073,000	1,370,400	2,272,000
				2,076,000	2,077,000	1,373,200	2,276,000
				2,080,000	2,081,000	1,376,000	2,280,000
651,000	1,900,000	給与等の金額から650,000円を控除した金額		2,084,000	2,085,000	1,378,800	2,284,000
				2,088,000	2,089,000	1,381,600	2,288,000

令和6年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

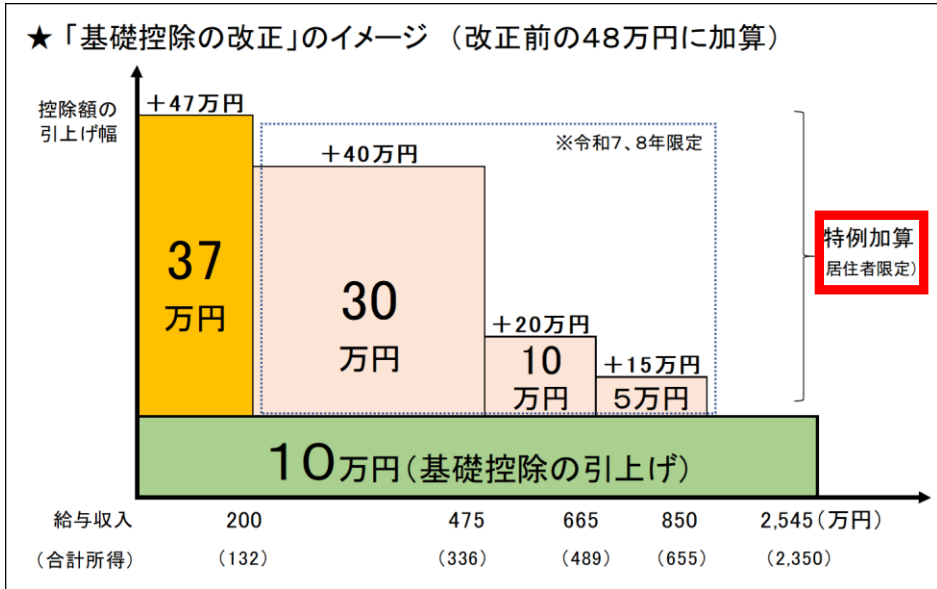
(一)

(～2,171,999円)

給与等の金額				給与所得控除後の給与等の金額			
以	上	未	満	以	上	未	満
円		円未満	円	円		円未満	円
551,000				0			
				1,772,000	1,773,000	1,163,200	1,972,000
				1,776,000	1,777,000	1,165,600	1,976,000
				1,780,000	1,781,000	1,168,000	1,980,000
				1,784,000	1,785,000	1,170,400	1,984,000
				1,788,000	1,789,000	1,172,800	1,988,000
				1,792,000	1,793,000	1,175,200	1,992,000
				1,796,000	1,797,000	1,177,600	1,996,000
				1,800,000	1,801,000	1,180,000	2,000,000
551,000	1,619,000	給与等の金額から550,000円を控除した金額		1,804,000	1,805,000	1,182,400	2,004,000
				1,808,000	1,809,000	1,184,800	2,008,000

12

②基礎控除の改正



13

★令和7年以降の基礎控除額の表

所得者の合計所得金額	改正前	基礎控除額	
		令和7・8年分	令和9年分
132万円以下	48万円	95万円	95万円
132万円超 336万円以下		88万円	58万円
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超 2,350万円以下		58万円	48万円
2,350万円超 2,400万円以下	32万円	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	0	0	0

14

③大学生年代の子の親への特別控除「特定親族特別控除」の創設

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

15

特定親族

特定親族特別控除 の創設

特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下（注）の人をいいます。

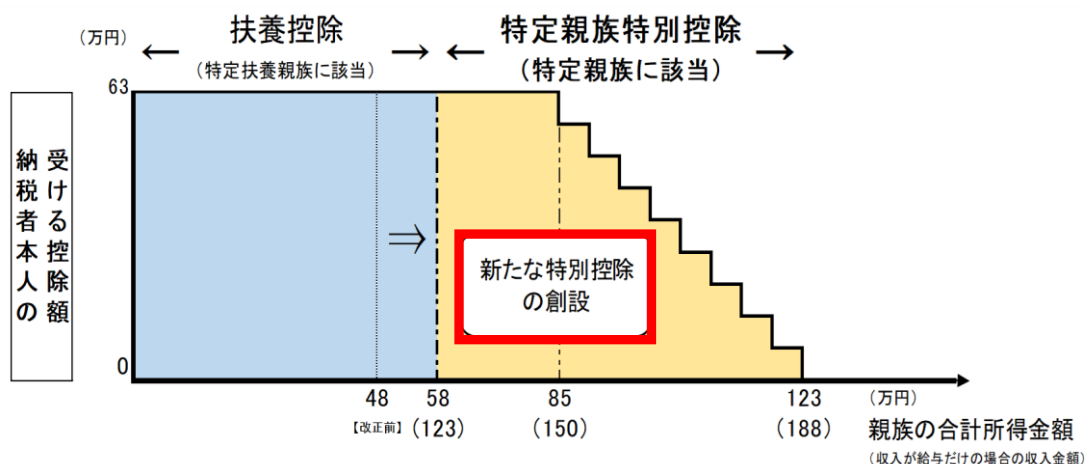
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

（注）収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

16

★年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族に対する控除のイメージ



17

④扶養親族や同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子の所得要件が、48万円から58万円へ引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

18

扶養親族等の所得要件の改正

合計所得 48万円以下 ⇒ **58万円以下**

(参考)

○収入が給与だけの場合の収入金額
103万円以下 ⇒ **123万円以下**

○収入が公的年金(65歳未満)だけの場合の収入金額
108万円以下 ⇒ **118万円以下**

○収入が公的年金(65歳以上)だけの場合の収入金額
158万円以下 ⇒ **168万円以下**

19

《令和7年分の年末調整における留意事項》

①従業員の方に、改正により扶養控除の所得要件が48万円以下(給与103万円以下)から**58万円以下(給与123万円以下)**となった事で、新たに扶養控除の対象となる親族がないか確認してもらう。

②特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出してもらう。

③改正後の基礎控除額や給与所得控除額に基づいて、年調計算をします。

○12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整のための給与所得控除額の給与等の金額の表」を使用します。

20

12月からの年末調整に間に合うように、新たに扶養控除の対象となる扶養親族を有することとなった従業員から扶養控除等（異動）申告書を提出してもらいます。

扶養控除等申告書の「異動月日及び事由」欄

「令和7年12月1日 改正」

(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭和31.1.1以前生)	令和7年中の 所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和7年中に異動があった場合に 記載してください) (以下同じです。)
	あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族 (平成15.1.2生～平成15.1.1生)		生計を一にする事実		
ヤマカワ ハナコ			☒ 同居老親等 ☒ その他 ☐ 特定扶養親族	580,000 円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	〇〇市××町23-7	令和7年12月1日 改正

21

改正・新設された主な年調関係書類

- ① 基礎控除申告書(改正)
- ② 特定親族特別控除申告書(新設)

22

[illegible]

①基礎控除申告書の計算の順序

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

令和6年分

○ 控除額の計算

判定	控除額	定額減税額
☐ 900万円以下 (A)		48万円
☐ 900万円超 950万円以下 (B)		48万円
☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)		32万円
☐ 1,000万円超 1,805万円以下 (D)		16万円
☐ 1,805万円超 2,400万円以下		16万円
☐ 2,400万円超 2,450万円以下		16万円
☐ 2,450万円超 2,500万円以下		16万円

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外の所得の合計額		

あなたの本年中の合計所得金額の見積額
(1)と(2)の合計額

○ 控除額の計算

判定	所得金額	控除額
判	☐ 132万円以下	95万円
	☐ 132万円超 336万円以下	88万円
	☐ 336万円超 489万円以下 (A)	68万円
	☐ 489万円超 655万円以下	63万円
	☐ 655万円超 900万円以下	
定	☐ 900万円超 950万円以下 (B)	58万円
	☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)	
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下	48万円
	☐ 2,350万円超 2,400万円以下	32万円
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	16万円
	☐ 2,450万円超 2,500万円以下	
	☐ 2,500万円超	

区分 I

(左のA～Cを記載)

基礎控除の額

円

↑「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

特定親族

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載する。

配偶者（特別）控除は本人の所得1,000万円以下

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額
(1)と(2)の合計額

円

○ 控除額の計算

特 定	☐ 132万円以下	1 (A) 68万円 63万円 (B) 58万円 (C) 58万円 68万円 52万円 16万円	区分Ⅰ (注のA～Cを記載) 基礎控除の額 円
	☐ 132万円超 336万円以下		
	☐ 336万円超 489万円以下		
	☐ 489万円超 655万円以下		
	☐ 655万円超 900万円以下		
	☐ 900万円超 950万円以下		
	☐ 950万円超 1,000万円以下		
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下		
	☐ 2,350万円超 2,400万円以下		
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下		
☐ 2,450万円超 2,500万円以下			

甲「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄に「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

[illegible]

13

特定親族は、扶養親族に該当せず、所得金額調整控除や障害者控除の対象になりません。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の		あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平15.12生～平19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者生計を-
(フリガナ) 特定親族の氏名	特定親族の個人番号				
ヤマカワ ハルコ 山川 春子	6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1	子	平成 17 年 3 月 3 日		
1					
2			平成 年 月 日		
○ 控除額の計算					
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		25万円以下	25万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下
控除額			61万円	51万円	41万円
				31万円	21万円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の給与収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

□ あなた自身が特別障害者 ^(注2) (右の★欄のみを記載)		(フリガナ)	左記の者の個人番号	左記の
□ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	大・第 2
□ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		ヤマカワ ジロウ		
☑ 扶養親族が年齢23歳未満(平15.12以後生) (右の☆欄のみを記載)		山川 二郎		子
(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することとし、またありません。		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所		
2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の(4)をご確認ください。				

【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】

年末調整	地震保険料の控除額	⑭	⑮のうち小規模企業等	
	配偶者(特別)控除額	⑰	※1	等掛金の金額
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	(	⑮のうち国民年金保
	基礎控除額	⑲	等の金額	(
	所得控除額の合計額	⑳		
	(⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖)	㉑		
	差引課税給与所得金額(㉑-㉒)及び算出所得税額	㉒	(1,000円未満切捨て)	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓		
	年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)	㉔		
	年調年税額(㉔×102.1%)	㉕	(1,000円未満切捨て)	
	差引超過額又は不足額(㉕-㉖)	㉖		
	超過額	㉗		
	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉘		
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉙		
	差引還付する金額(㉘-㉙-㉚)	㉚		
	の精算	㉛		
	同上の本年中に還付する金額	㉜		
	うち翌年において還付する金額	㉝		
	不足額	㉞		
	本年最後の給与から徴収する金額	㉟		
	前年(前々年)に給与から徴収する金額	㊱		
	※1 特定親族特別控除額(⑰-2)(XXX,XXX 円)			

令和7年分の源泉徴収簿は特定親族特別控除の控除額の計算に対応していません

- ・「年末調整計算シート」(Excel)
 - ・「源泉徴収簿」の余白部分等
- を利用するなどして計算してください

源泉徴収票の改正事項

支払 を受ける 者	住所 又は 居所																						
		(役職名)																					
		氏名 (フリガナ)																					
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額															
		内 千 円		千 円		千 円		千 円		内 千 円		円											
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数													
老人				特 定		老 人		そ の 他		特 親													
有 従有		千 円		人 従人		内 人 従人		人 従人		人 従人		人											
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額															
千 円		千 円		千 円		千 円		千 円		円													
(摘要)																							

29

残高証明書方式(現行)

「調書方式」による 住宅借入金等特別控除の適用について

令和7年分の年末調整からは、「調書方式」による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

- (注)・ 調書方式とは、調書方式に対応した金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から従業員の方に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。
・ 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。



金融機関等
(借入先)

10 月末日までに
年末残高調書を提出



税務署

11 月中旬頃～下旬頃に
年末残高等を記録した
住宅ローン控除証明書
を交付



従業員
(あなた)

住宅ローン控除証明
書を勤務先に提出し
て年末調整



勤務先

30

「調書方式」の場合の留意事項

- 税務署から従業員の方への「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(以下「控除証明書等」といいます)の交付時期が、これまでの証明書方式の場合と異なります。
 - ＜確定申告で控除証明書等の受取方法について「電子交付」を希望した従業員の場合＞
 控除証明書等は、毎年11月中旬頃に、従業員の方のe-Taxメッセージボックスに交付されます。
 ※ 「電子交付」された控除証明書等の受付に対応していない場合は、従業員の方が、国税庁が提供する「QRコード付証明書等作成システム」から控除証明書等を画面出力し、提出することとなります。
 - ＜確定申告で控除証明書等の受取方法について「書面交付」を希望した従業員の場合＞
 控除証明書等は、入居2年目の11月下旬頃に、従業員の方に入居2年目以降分が一括で郵送されます。
- 従業員の方が提出する控除証明書等には、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の添付が不要となります。
- 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます。
 - ※ 「書面交付」を希望した従業員の方は、原則、入居2年目の控除証明書等に、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」が記載されます。
 - ※ 借換えのある場合など、控除証明書等に「住宅借入金等特別控除額(見込額)」が記録又は記載されずに交付される場合もあります。

31

「電子交付」では「年末残高」と「控除見込額」が記録されます。

＜参考：住宅ローン控除証明書(書面) イメージ＞

「書面交付」の場合等で空欄の場合は、金融機関から交付される住宅ローン返済計画表等を基に「年末残高」を記載します。

控除見込額

年末残高

32

「調書方式」の場合、「備考」欄に従業員の方がご自身で「調書方式に対応する金融機関からの借入れ」など、調書方式に対応する金融機関からの借入れである旨を記載することとなります。

(備考)

調書方式に対応する金融機関からの借入れ

(注1) Cの区分に該当する住宅借入金等の年末残高とA、B又はDの区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。

(注2) C欄の㊦の居住用割合については、「A欄の㊦の居住用割合とB欄の㊦の居住用割合」や「D欄の㊦の居住用割合とB欄の㊦の居住用割合」が異なる場合は、国税庁HPに掲載の説明書をお読みいただいて記入してください。

33

令和7年分の年末調整に係る源泉徴収税額の納期限

令和8年1月13日(火)

「納期の特例」の場合 **令和8年1月20日(月)**

法定調書提出期限 **令和8年2月2日(月)**

34

源泉所得税のキャッシュレス納付

- ① ダイレクト納付（利用届を事前に提出）
- ② インターネットバンキングで納付
- ③ クレジットカードで納付（手数料あり）
- ④ スマホアプリで納付（30万円以下）

35

精算の結果、納付すべき税額がなくなった場合

所得税徴収高計算書 (R6.4)

納期等の区分

令和 年 月 日 07112

支払分源泉所得税 及び 復興特別所得税

住所 (〒) 東京都〇〇区△△△2-8-12

氏名 株式会社 □□□□

代表者 〇〇〇〇

電話番号 XX-XXXX-XXXX

年次調整による不足税額 (R6.4) 134282

年次調整による超過税額 (R6.5) 0

本税 0

延滞税 0

合計税 0

納付する税額がない場合でも納付税額0円の

「所得税徴収高計算書」を所轄税務署に提出してください

※ 令和7年1月から、納付税額0円の「所得税徴収高計算書」の写しに
収受日付印の押なつを行わないこととしています

ダイレクト納付やe-Taxを利用すると、自宅やオフィスなどから
簡単に納税や提出ができます (R6.4～自動ダイレクト機能あり)

36

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

税務署受付印		※整理番号	
令和 5 年 2 月 28 日	住所又は所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話 ●● - ●●●● - ●●●●	
	(フリガナ)	カブシキガイシャ ○○○○	
	氏名又は名称	株式会社 ○○○○	
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
	(フリガナ)	コクゼイ タロウ	
代表者氏名	国税 太郎		
年末調整を行った年分を記載します。			
令和 4 年分年末調整により生じた過納額については、次の事由により還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第2項の規定により、下記のとおり還付を請求します。			
(該当する事由のチェック欄に✓印を付してください。)			
☐ 解散・休業等(異動の日 令和 年 月 日) ☐ 徴収すべき税額がなくなった			
☒ 2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている(2月を経過する日までに過納額の全額を還付することが困難)			

この還付請求書を提出することとなった事由について、いずれかにし印を付します。

趙町 税務署長殿

37

令和8年分の給与等の源泉徴収事務

- ① 「源泉徴収税額表」の改正
- ② 「扶養控除等申告書」の改正
- ③ 子育て世帯の生命保険料控除の拡充
- ④ 確定拠出年金に係る退職所得課税の改正

38

①税額表の改正

令和 8 年分

源泉徴収税額表

令和 8 年 1 月 から源泉徴収税額表が変わります !!

また、扶養親族等の合計所得金額要件等が変更されています。
詳しくは、19 ページの「税額表の使い方」をご覧ください。

【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。
この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

- ◇ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表） 〈1 ページ〉
- ◇ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表） 〈8 ページ〉
- ◇ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 〈15ページ〉
- ◇ 源泉徴収のための退職所得控除額の表 〈17ページ〉
- ◇ 課税退職所得金額の算式の表 〈17ページ〉
- ◇ 退職所得の源泉徴収税額の速算表 〈18ページ〉
- ◇ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（別表第一～別表第四） 〈18ページ〉
- ◇ 給与所得の源泉徴収税額の求め方 〈19ページ〉
- ◇ 退職所得の源泉徴収税額の求め方 〈23ページ〉
- ◇ 納付書の記載のしかた 〈25ページ〉

給与所得の源泉徴収税額表（令和 8 年分）

(一) 月 額 表（平成24年 3 月31日財務省告示第115号別表第一（令和 7 年 4 月30日財務省告示第122号改正））（～194,999円）

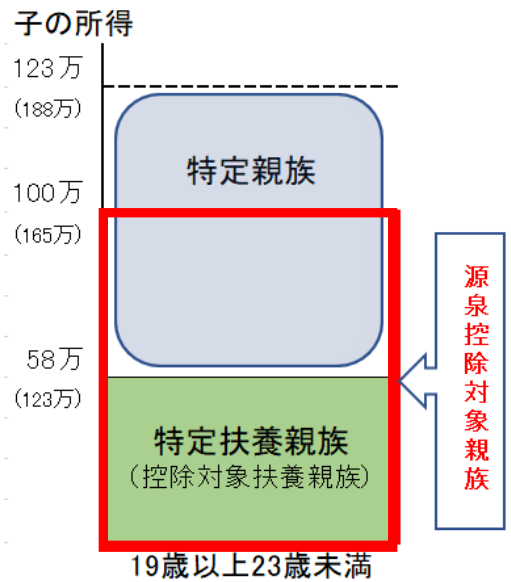
その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
105,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	280	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	380	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	480	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000

②扶養控除申告書の改正

令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書			
		昭・平	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 扶養親族 ☐ 特定親族
源泉控除 対象親族 (16歳以上) (平23.1.1以前生)	2		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族
	3	明・大 昭・平	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 扶養親族 ☐ 特定親族
	4		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 扶養親族 ☐ 特定親族

令和7年分までは、「控除対象扶養親族」を記載することになっていたが、令和8年分以後は、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載する。

41



42

③子育て世帯の生命保険料控除の拡充

○令和8年分の『新生命保険料控除額の計算』

(23歳未満の扶養親族あり)

保険料(現行)	改正後	控除額(現行)	改正後
～2万円以下	～3万円以下	支払保険料全額	支払保険料全額
2万円超～4万円以下	3万円超～6万円以下	(支払保険料) ×	(支払保険料) ×
		$\frac{1}{2} + 1\text{万円}$	$\frac{1}{2} + 15\text{千円}$
4万円超～8万円以下	6万円超～12万円以下	(支払保険料) ×	(支払保険料) ×
		$\frac{1}{4} + 2\text{万円}$	$\frac{1}{4} + 3\text{万円}$
8万円超～	12万円超～	一律4万円	一律6万円

※ 23歳未満の扶養親族がいない場合は、現行のまま変更ありません。

※ 「一般生命保険」・「介護医療保険」・「個人年金」の合計適用限度額は12万円のままで、変更ありません。

43

④確定拠出年金に係る退職所得課税の改正

(1) 老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいいます。以下同じです。)以外の退職手当等の支払を受ける年(以下「受給年」といいます。)の前年以前9年以内に老齢一時金(令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限り。ます。)の支払を受けた場合には、次に掲げる退職手当等が退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

この改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。

イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前9年以内に支払を受けたもの

ロ 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前4年以内に支払を受けたもの

(2) 令和8年1月1日以後に支払を受けるべき老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年(改正前：7年)とされました。

3) 退職手当等の支払をする者は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等について、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされました。

44

令和8年9月下旬以降の**所得税徴収高計算書(納付書)**の様式変更について

令和8年9月下旬以降に税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書(納付書)について、様式変更(A4三つ折りサイズ程度の複写式からA4サイズの単票式への変更等)を予定しています。

なお、所得税徴収高計算書(納付書)の現行様式(複写式)については、令和10年9月頃まで使用することができる予定です。

所得税徴収高計算書(納付書)の様式変更については、国税庁ホームページ(「所得税徴収高計算書(納付書)の記載のしかた」ページ)をご覧ください。
(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>)



「所得税徴収高計算書(納付書)の記載のしかた」

45

ご清聴ありがとうございました

武蔵府中税務署

46